

令和2年12月23日

## 1. 英国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第43回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年9月25日）資料4の1（2））に基づき、本年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、12月24日午前0時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

## 2. 英国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第44回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年10月30日）資料5の1）に基づき、本年11月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めているところであるが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めない。

## 3. 検疫の強化

（1）英国から帰国する日本人については、新たに出国前72時間以内の検査証明を求める（12月27日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請する。また、12月24日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（2）英国から再入国する在留資格保持者については、出国前72時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、12月24日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 1～3. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国における滞在歴のある者

## 4. 英国への短期渡航の自粛要請

英国には現状、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする英国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。

（以上）



## 水際対策強化に係る新たな措置（２）

令和２年 12 月 25 日

### 1. 南アフリカ共和国からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、本年 10 月 1 日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、12 月 26 日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの新規入国を拒否する。

（注）上記に基づく措置は、12 月 26 日午前 0 時（日本時間）前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

### 2. 南アフリカ共和国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、本年 11 月 1 日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件に、14 日間待機緩和を認めているところであるが、12 月 26 日以降、当分の間、この仕組みによる南アフリカ共和国からの帰国者・再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

### 3. 検疫の強化

（1）南アフリカ共和国から帰国する日本人については、新たに出国前 72 時間以内の検査証明を求める（12 月 29 日の帰国者から当分の間）。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で 14 日間待機することを要請する。また、12 月 26 日以降、当分の間、新たに帰国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

（2）南アフリカ共和国から再入国する在留資格保持者については、出国前 72 時間以内の検査証明を求めていたところであるが、これに加え、12 月 26 日以降、当分の間、新たに入国時に位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求める。

※ 以上の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に南アフリカ共和国における滞在歴のある者

（3）英国及び南アフリカ共和国から入国して 14 日間経過していない者について、健康フォローアップを徹底する。

（4）オーストラリアは入国拒否対象地域とはなっておらず、本邦への帰国又は上陸申請日前 14 日以内に同国に滞在歴のある者について、空港での検査を原則実施していないが、12 月 26 日以降、新たに空港での検査を実施する。

※（4）の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内にオーストラリアにおける滞在歴のある者

### 4. 南アフリカ共和国への短期渡航の自粛要請

南アフリカ共和国に対しては、現状、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出ていることも踏まえ、日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し、日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカ共和国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請する。 （以上）

## 水際対策強化に係る新たな措置（3）

令和2年12月25日

### 1. 変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査

12月26日以降、英国及び南アフリカ共和国からの入国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求める。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めることとする。

なお、英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち、出国前72時間以内の検査証明を入国時に提出できない日本人、在留資格保持者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での14日間待機を求めている取扱いは、従前のおりとする。

※ 1. の対象者は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある者

### 2. 変異株流行国からの航空便の搭乗人数の抑制

英国からの航空便について、当面1週間新規予約の受付を原則停止し、既存予約分でのフライトとする。その後、搭乗客数を抑制した運航とする。

（以上）

## 水際対策強化に係る新たな措置（４）

令和２年１２月２６日

### １．全ての国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４３回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年９月２５日）資料４の１（２））に基づき、本年１０月１日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところであるが、本年１２月２８日から令和３年１月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域（英国及び南アフリカ共和国を除く）からの新規入国を拒否する。

（注１）上記１．に基づく措置は、１２月２８日午前０時（日本時間）から行うものとする。

（注２）この仕組みを使うことを前提とした発給済みの査証を所持する者については、原則として入国を認める。

ただし、本邦への上陸申請日前１４日以内に英国または南アフリカ共和国における滞在歴のある者、並びに令和３年１月４日午前０時（日本時間）以降の入国者で、本邦への上陸申請日前１４日以内に感染症危険情報レベル３（渡航中止勧告）対象国・地域における滞在歴のある者を除く。

### ２．全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第４４回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年１０月３０日）資料５の１）に基づき、本年１１月１日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、１４日間待機緩和を認めているところであるが、本年１２月２８日から令和３年１月末までの間、この仕組みによる全ての国・地域（英国及び南アフリカ共和国を除く）からの帰国者・再入国者について、１４日間待機緩和を認めない。

### ３．検疫の強化

国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域（英国及び南アフリカ共和国を除く）（注１）からのすべての入国者及び帰国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）について、本年１２月３０日から令和３年１月末までの間、出国前７２時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施する。検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で１４日間待機することを要請する。

（注１）該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表する。１２月２６日現在、該当する国・地域は以下のとおり。

フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル

（注２）本邦への上陸申請日前１４日以内に注１の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とする。

（注３）上記３．に基づく措置は、１２月３０日午前０時（日本時間）から行うものとする。今後指定された国・地域

については、指定の日の4日後の日の午前0時から実施する。

(以上)